平成２３年（フ）第２０７号
兵庫県加古川市別府町東町16番地
債務者　浅田　孝之
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２３９号
兵庫県加古川市平岡町一色東２丁目67番地エステート一色103号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区清水１丁目１番地
債務者　市川　妙子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２５２号
兵庫県加古郡播磨町二子229番地の１レオパレスカルカソンヌ102号
債務者　吉川　　進
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２２４号
奈良県大和郡山市冠山町６番３号
債務者　中尾　規世
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４０号
広島県廿日市市地御前１丁目９番21―302号
債務者　霍田真利子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４８号
広島市西区南観音町18番15号
債務者　高橋　博文
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５２号
広島市南区向洋大原町30番４号
債務者　三登　由美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８６号
広島市南区皆実町６丁目11番９―301号
債務者　大黒明起子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２号
山口市大市町３番12―103号　山中ビル
債務者　金子　通生
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
山口県防府市上天神町２番35号　川西アパート202
債務者　有吉　　保
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
山口市下小鯖1171番地111
債務者　黒畑かおり
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
香川県綾歌郡宇多津町1876番地
債務者　中川加代子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６１号
香川県坂出市旭町２丁目７番17号
債務者　土橋　礼子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６３号
香川県丸亀市土器町西３丁目194番地　レオパレス立花203号
債務者　菊池　麻美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２７０号
北九州市八幡西区永犬丸４丁目１番27―304号
債務者　湯田　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市真砂町60番６号
債務者　立石　明義
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
鹿児島県鹿児島市桜島赤生原町238番地
債務者　山田　昭博
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係